

平成29年12月6日

キャッシュカードや通帳によるATMでのお振込の一部利用制限について

～還付金詐欺・振り込み詐欺等防止対策を実施いたします～

株式会社筑邦銀行（頭取：佐藤 清一郎）は、この度、当行キャッシュカードや通帳によるATMでのお振込に関し、一部のお客さまについて利用制限を実施いたしますので、お知らせします。

このたびの利用制限は、全国的に多発しているご高齢者を狙った還付金詐欺・振り込み詐欺等の被害を未然に防止し、地域の銀行としてお客さまの大切なご預金をお守りするために実施するものです。対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 利用制限の開始日

平成30年1月10日（水）より

2. 利用制限の内容

次の①と②の両方に該当するお客さまは、当行キャッシュカードや通帳によるATMでのお振込ができなくなります。

①70歳以上のお客さま

②過去3年以内に、当行キャッシュカードや通帳によるATMでのお振込のご利用がないお客さま

※キャッシュカードや通帳による「お預入れ」や「お引出し」は、従来どおりご利用いただけます。

3. 利用制限の解除について

利用制限の対象となるお客さまで、ATMでのお振込をご希望される場合は、当行キャッシュカードや通帳、本人確認書類をご持参のうえ当行本支店窓口にお申し出ください。

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》
事務部 担当：大額
TEL 0942-32-5407